

平成30年度第3回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成31年3月22日（金）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成30年度第3回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成31年3月22日（金）

午前10時～11時50分

本庁舎6階 第三委員会室

- 1 開 会
- 2 審 議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
 - (2) みどりのモデル地区の指定について
- 3 連絡事項
- 4 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第14期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 みどりのモデル地区の指定について
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規制
- 6 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 7 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 8 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

審議会委員 12名

会 長	熊 谷 洋 一	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	竹 川 司
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	小 野 栄 子
委 員	丹 羽 宗 弘	委 員	間 座 和 子
委 員	小 島 健 志	委 員	椎 名 豊 勝
委 員	藤 田 茂	委 員	鶴 田 由美子

◎開会

熊谷会長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、平成30年度第3回の新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、本日の出席状況及び配付資料等について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様、おはようございます。委員の皆様におかれましては、年度末でお忙しい中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

私は、事務局のみどり公園課長の依田です。どうぞよろしくお願いいたします。

座って御説明させていただきます。

まず、本日の委員の出席状況について御報告いたします。本日は興水副会長、斎藤委員から欠席の連絡をいただいております。また、現在、池邊委員がお見えになっておりません。このため本日は15名中12名の出席により、審議会は成立しております。なお、本日、みどり土木部長は、都合がつかず、欠席させていただいております。

次に、本日の資料について御説明させていただきます。お手元の資料を御確認ください。

まず最初に、議事次第がA4で1枚、資料1としまして審議会委員の名簿、そして資料2が保護樹木等の指定及び解除について、こちらがA4で3枚、表裏の資料となります。資料2-1と参考も含めて3枚の資料となります。続きまして、資料3が指定及び解除審議対象樹木の写真、こちらは回収資料になります。続いて、資料4、みどりのモデル地区の指定について、これはカラー1枚の表裏になります。資料5がみどりの条例・同施行規則、また資料6が机の上に置いておりますみどりの文化財（保護樹木等）のガイドブック、そして資料7がみどりの基本計画、こちら回収資料になります。そして、みどりの実態調査、こちらも回収資料となります。資料は以上となりますが、資料の不足等はありませんでしょうか。

なお、本日の資料の取り扱いですが、資料3の指定及び解除審議対象樹木の写真のみ非公開としまして、資料7のみどりの基本計画及び資料8のみどりの実態調査（第8次）の冊子とあわせて、審議会終了後に回収させていただきたいと考えております。

よろしくをお願いいたします。

また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づき、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。このため、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として区のホームペ

ージにおいて公開されます。あらかじめ御了承をお願いいたします。

なお、本日の会議ですが、12時を目途に終了したいと考えております。

よろしく御協力のほど、お願いいたします。

ここでマイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際には、お手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら、5番を押して、終了していただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、議事を始めさせていただきます。

本日は審議事項が2件ございます。

初めに、保護樹木等の指定及び解除についての御審議をお願いしたいと思っております。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、担当係長のほうから御説明させていただきます。

事務局担当（佐藤） おはようございます。みどりの係長の佐藤です。

今回、御審議いただく保護樹木等の指定及び解除につきましては、お手元の資料の2の内容を映像にまとめております。前のスクリーンをごらんください。

保護樹木の指定及び解除については、前回の審議会の後の9月7日から本日3月22日までに申し出のあった案件です。前回開会日から半年ほどの期間の間の案件となりますので、件数が多くなっております。

今回、公有地保護樹木の指定及び解除の案件はございません。全て民有地の保護樹木等の指定及び解除の案件です。

保護樹木は、指定件数4件、指定本数15本。解除件数8件、解除本数16本です。保護樹林については、指定及び解除の案件はございません。保護生垣は、指定件数2件、39メートル、解除件数3件、76メートルです。

それでは、保護樹木等の指定の案件から御説明いたします。

保護樹木の指定の案件は、4件、15本です。

1件目は、中落合三丁目の案件です。クスノキが2本です。

2件目は、高田馬場三丁目の案件です。アカマツ1本です。

3件目は、原町三丁目の案件です。ソメイヨシノが6本、ケヤキが4本、イチョウ1本です。

4件目は、若葉二丁目の案件です。サトザクラ1本です。

保護生垣の案件は2件、39メートルです。

1件目は、中落合三丁目、先ほど保護樹木の指定等でお話をしました、そこと同じお宅となります。サワラの生垣16メートルです。

2件目は、南元町の案件です。ヒノキの生垣、23メートルです。

では、個別に御説明をさせていただきます。

まずは保護樹木についてです。

1件目、中落合三丁目の案件です。個人宅のお庭にあるクスノキです。1本目が高さ8メートル、幹周り1.22メートル。2本目は株立ちで高さ9メートル、幹周りが1.09メートルと1.06メートル。株立ちの場合は、この2本を足しまして、和に0.7を掛けて幹周りを出しますが、計算をして1.5メートルとなるものです。担当者による別などでの保護樹木調査の際に、保護樹木に該当するような大きさの樹木と生垣があったため、所有者に声をかけまして、制度の説明を行い、指定の了承を得たものとなります。毎年、剪定管理が行われており、生育は良好です。

2件目、高田馬場三丁目の案件です。法人所有地にあるアカマツです。高さ7メートル、幹周り1.24メートルです。後ほど御説明する保護樹木の指定解除の相談を受けて調査に伺った際、同敷地内に保護樹木に該当するよい樹木があったため、指定の働きかけを行い、了承を得たものとなります。樹形、樹勢とも良好です。

3件目、原町三丁目の案件です。私立学校の敷地にあるメイヨシノ6本、ケヤキ4本、イチョウ1本、合計11本になります。

1本ずつ御説明いたします。

1本目、高さ9メートル、幹周り1.95メートルのソメイヨシノです。地上から少し高い位置のところで、幹が2つに分かれております。

2本目、高さ9.5メートル、幹周り1.3メートルのソメイヨシノです。幹が北の方向に傾斜しています。

3本目、高さ8.2メートル、幹周り1.84メートルのソメイヨシノです。

4本目、高さ9.6メートル、幹周り1.5メートルのケヤキです。外観上、幹がやや北方向に

傾斜しています。この4本が並んでいるような状況となります。

5本目、これ高さ10メートル、幹周り1.92メートルのケヤキです。

6本目、高さ8.7メートル、幹周り1.4メートルのソメイヨシノです。

7本目、高さ15メートル、幹周り1.47メートルのケヤキです。外観上、幹に目立つ腐朽などはない木となります。

8本目、高さ10.5メートル、幹周り2.02メートルのイチョウです。強剪定、強くちょっと切っておりまして、樹間は小さめとなっております。

9本目、高さ12メートル、幹周り1.5メートルのソメイヨシノです。幹が東の方向に傾斜しております。

10本目、高さ11メートル、幹周り1.66メートルのソメイヨシノです。幹が北西方向に傾斜しています。

11本目、高さ12メートル、幹周り1.88メートルのケヤキです。やや深植えとなっております。

全体的に樹形に乱れなどはありますけれども、11本とも樹勢は良好です。この学校では、保護樹木制度が始まった昭和48年に、25本、保護樹木を実は指定していたのですが、平成23年度の校舎の大規模な改修計画の際に、全て一度、解除をしたところでした。区の担当者が改修計画が終わったということで、30年の9月に再指定の打診を行ったところ、よい返事をいただいたので、今回、指定に関してお諮りするものとなります。今回の候補としてお示した樹木のうち4本は、以前、保護樹木として指定していた樹木となります。

4件目、若葉二丁目の案件です。お寺にあるサトザクラです。数年前の健全度調査に伺った際に、保護樹木に指定できそうな樹木があったことから、所有者さんに指定を働きかけていたものとなります。高さ1.5メートルの幹周りをはかるところの少し上で、幹が2つに分かれております。樹形、樹勢ともに良好です。

次に、保護生垣に移ります。

1件目、中落合三丁目の案件です。先ほど保護樹木の1件目で御説明した個人宅となります。高さは1.7から1.9メートル、延長は16メートル、サワラの生垣です。きちんと維持管理がされておりまして、生育は良好です。

2件目、南元町の案件です。樹木の高さ1.5メートル、延長23メートル、ヒノキの生垣です。維持管理は適切に行われておりまして、生育は良好です。写真でいうと、植え込みの後ろのほうに見えておりますのが、今回、お諮りする生垣となります。ここは保護樹木を2本、指定をしておりますが、その保護樹木も良好に、生垣とあわせて維持管理がされております。

保護樹木については以上となります。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。

保護樹木の解除の案件は、8件、16本です。

1件目は、高田馬場三丁目の案件です。ケヤキ1本です。土地を売却するとのことで、お申し出がありました。

2件目は、若葉一丁目の案件です。イチョウとソメイヨシノの2本です。建築計画の支障となるということでお申し出がありました。

3件目は、愛住町の案件です。イチョウ1本です。倒木の危険があるということ、お申し出がありました。

4件目は、高田馬場四丁目の案件です。ケヤキ1本です。管理が困難になったということで、お申し出がございました。

5件目も同じく高田馬場四丁目の案件です。これは伐採により基準を満たさなくなったことから、お申し出をいただいたものとなります。

6件目は、若葉二丁目の案件です。イチョウ1本です。管理が困難になったということで、お申し出がありました。

7件目は、下落合四丁目の案件です。ケヤキ3本です。土地を売却するとのことでお申し出がありました。

8件目は、大久保三丁目の案件です。イチョウ5本です。建築計画の支障となるということでお申し出がありました。

保護生垣の案件は、3件、76メートルです。

1件目は、下落合三丁目の案件です。土地を売却するということでお申し出がありました。

2件目、これは戸山一丁目の案件です。同じく土地の売却のため、お申し出がありました。

3件目は、下落合四丁目の案件です。同じく土地の売却のため、お申し出がありました。

では、個別に御説明をさせていただきます。

まずは保護樹木についてです。

1件目、高田馬場三丁目、先ほど指定のところで御説明しましたアカマツの指定の案件と同じ法人所有地にあるケヤキです。所有者から、現敷地の土地の一部を売却することになったため、売却する土地にある保護樹木1本を解除したいとお申し出を受けたものになります。この敷地には、今回、解除のお申し出をいただいた樹木のほかに、3本、保護樹木がある場所となっております。

2件目、若葉一丁目の案件です。ごらんいただくとおわかりになると思います。私立小学校にあるイチョウとソメイヨシノの2本です。この2本の樹木が生育している場所に新しい倉庫を建てることになり、その計画の支障になるということでお申し出を受けたものです。学校側で、この樹木を残すことができないか検討はしていただいたようでございますが、倉庫の大きさ、建てられる位置、ほかの建物との関係などから、この樹木がある場所、ここではないところへの倉庫の設置が難しいという判断になったとのことでお申し出がございました。この敷地には、今回、解除のお申し出をいただいた樹木のほかに30本の保護樹木がございます。

3件目、愛住町の案件です。お寺の墓地にあるイチョウ1本です。倒木の危険があるということで、お申し出がありました。この樹木ですけれども、担当が聞いたところでは、数年前、原因不明ですが、火災により幹が焼けたとのことです。3年前、担当者が調査をした際は、火災による幹の損傷の度合いは、倒木の危険に耐えられる状況と判断しておりましたが、今回、所有者の方から改めて御連絡を受けて、再度、調査を行ったところ、腐朽がかなり進み、危険度が上がっていると思われること。お寺に出入りする造園の業者さんからも、もうちょっと危ないといえますか、危険ということでの話などもあったということで、今回、解除のお申し出となったものです。

4件目、高田馬場四丁目の個人宅にあるケヤキ1本です。管理が困難になったとのことでお申し出がありました。このケヤキは、高さ2.3メートルのところでは幹が2つに分かれていたのですが、そのうち東側の1本の非常に大きい枝を、家の建てかえの際に切除をしております。この枝を切ったため、樹木のバランスが悪くなっていること。また、切り口部分の腐朽が進んでいることに加えて、この切り口から下に根の方向にも腐朽が進んでいる状況でございます。かなり傾いているということで、強風や積雪により腐朽した部分から折れてしまうことが想定されるということで、所有者の方が、折れた場合に隣地についてしまうと、そういう危険が及んでしまうことを大変危惧しておりまして、解除の意思が非常にかたい状況でございました。解除やむなしと判断し、今回、お諮りさせていただいております。

5件目、高田馬場四丁目の個人宅にあるクスノキ2本です。伐採により基準を満たさなくなったため、お申し出をいただいたものです。ことし2月に樹名板設置のために伺ったところ、6本の保護樹木のうち2本が伐採されていることがわかりました。1本は株立ちのうちの一部ではございますが、切られていたということがわかりました。所有者の方にお話を伺

ったところ、昨年の秋に、いっぱい木があるようなお宅になっておりますので、手入れのために造園業者を入れた際に、樹木が非常に茂り過ぎているということで相談をして、切ってしまったというお話がございました。所有者の方にとっては、手入れの一環として行ったことのようにございますが、御本人がどの樹木が保護指定されているか、どうもちょっと失念、忘れてしまっていたと思われること、あと区の樹名板の取り付けがおくれたため、造園業者さんがどの木がそういう指定がされているということを認識できなかったと。そういうのが重なって、このような状況になったと考えてございます。残り4本の保護樹木には樹名板を取り付けをさせていただきまして、所有者の方には今後注意してくださるようお願いをさせていただきましたところでございます。

6本目、若葉二丁目のお寺にあるイチョウです。管理が困難になったとのことでお申し出がありました。このイチョウは、敷地境界の近くにあるため、以前から落葉期にトラブル、近隣とのトラブルになっていたとのことでございます。所有者の方も、一生懸命管理に努めてくださっていたところではありますが、こういったトラブルが続くとなると管理がし切れないということで、解除したいということでお申し出がございました。維持管理支援のお話もさせてはいただいたんですが、所有者の方の解除の意思がかなりかたい状況ということで、今回、お諮りさせていただくものでございます。

7件目、下落合四丁目の不動産会社所有地にあるケヤキ3本です。土地を売却するということで、今回お申し出がありました。この土地は、平成30年5月29日の審議会において、一度、御審議いただいたところでございます。保護樹林の解除ですとか、そういったことで、あと保護樹木解除の件で御審議いただいたところになります。その際は、この一番北側の敷地に1本、クヌギの木があるんですが、その解除と、あと樹林の解除だったかと思えますけれども、土地の売買で敷地が4分割された案件でございます。今回は、一番北側の敷地につながるその部分の土地にある保護樹木3本の解除のお申し出でございます。ことし1月に会社の担当の方が来庁されまして、売買により、この土地を手放す程度の更地引き渡しということで、指定を解除したいとのお話がございました。

8件目、大久保三丁目にある私立中学校敷地にあるイチョウ5本です。建築計画の支障になるとのことでお申し出がありました。昨年の秋から、今回、御審議いただく樹木の近くにある建物を、スライドでピンク色の色がかかっているところになりますけれども、増改築計画の相談をみどりの係、窓口で受けているところですが、建物が現状よりも大きくなり、樹木のある位置に当たってしまうとのことです。所有者によりまして、場外移植も検討はされ

たところですが、周囲の道路幅員が狭く、折れ曲がりのところなので樹木の搬出が困難との結論になったこと、また敷地内への移植も、複数の建物やグラウンド、既存樹木などとの取り合いがあり、場所を確保できないということでもございました。この敷地には、今回、解除のお申し出をいただいた樹木のほかに、5本の保護樹木がございます。

続いて、保護生垣についてです。

1件目、下落合三丁目にある個人宅のカイズカイブキの生垣です。建物を解体し、更地にした上で土地を売却するとのことで、解除の申し出がございました。

2件目、戸山一丁目の個人宅のサワラの生垣です。これについては、保護生垣について、区の調査員が調査を行っていた際に、更地になってしまっているのを確認したものでございます。右側の写真が、かつての様子の写真です。この土地は、平成28年1月、恐らく相続だと思われそうですが、所有者が変更となっております、所有者の方は別な場所に住んでいる状態でもございました。所有者の方に確認をしたところ、土地を売却したというお話だったので、保護生垣の解除の手続が必要であったということを御説明し、書類を出していただきました。新しい所有者の方に、制度内容がきちんと理解していただけていなかったことが原因となります。

3件目、下落合四丁目の個人宅のサワラの生垣です。こちらも職員による調査を行った際に、更地となっているのを確認したものです。こちらの土地も、平成29年11月に相続で所有者が変更となっております、所有者の方は別なところに住んでいる状況でもございました。確認をしたところ、やはり土地を売却したということでもございましたので、解除の手続が必要であったということを御説明しまして、書類を提出していただきました。この件も、前の件と同じく、制度の内容、そういったことをきちんと新しい所有者の方に理解していただけていなかったことが原因と思われそうです。

ここで、ちょっとスライド、先送りをちょっとしますが、1件、今回、書類の提出が間に合わなかった案件でもございますが、今回の審議会開催の3日前に、窓口でお話をお受けした解除のお申し出について御報告をさせていただきます。

場所は、中井二丁目、個人宅にあるダイオウショウです。解除の理由は、土地の売買、売却でございます。来庁した方は、不動産会社の方だったんですけども、確認したところ建物の解体等は5月ごろを予定しており、今考えている計画では保護樹木、こちらの樹木は残せないというのをお話をいただいております。急な話でもございましたので、今回、審議会に解除案件としてきちんとした形でお諮りすることは間に合いませんでしたが、次回開催は

まだ未定でございますので、ここでこの件に関しては報告をさせていただいたところでございます。

みどり公園課では、保護樹木等の健全度調査の実施による樹木の現況の把握や保護樹木通信の発行、助成金の書類送付に合わせた手続のお知らせなど、保護樹木の制度の内容、手続の必要性、こういったことについて周知に努めているところでございますが、今回また伐採が先にされるような案件を御報告することとなり、大変申しわけございません。今回の案件をお認めいただけますと、保護樹木は1本の減で270件、1,257本、保護生垣は1件、37メートルの減で38件、1,147メートルとなります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

みどり公園課長 ただいま担当係長から御説明させていただきましたが、みどり公園課長から補足説明させていただきます。電気をお願いいたします。

今回、今説明ありましたように、残念ながら伐採されてしまったというケースが3件、合わせてございました。いずれも新宿区のほうで、樹名板の取りつけや、保護樹木の調査の際に、区の職員が伺った際に見つけて、解除手続を後から行っていただいたものになります。過去にもこのようなケースがあり、審議会でも御議論いただきまして、こちらにつけております資料の2-1という資料ですけれども、こちらは平成29年1月に、こういったケースの今後の対応について審議会にお諮りして、議論いただいた内容になります。保護樹木の指定解除に至るケースについての今後の対応ということで、今回のケースは、この2番に該当しております。

まず、民間のクスノキ2本につきましては、保護樹木のプレートがなくなっておりまして、保護樹木であることを所有者のほうで認識しておらず、造園業者に茂り過ぎた木の対処を任せて、一部伐採してしまったということになります。

生垣2件につきましては、所有者がここ二、三年で変わって、また所有者が保護樹木のあつその場所に住んでいないという、両方ともそういう状況の中で起こってしまったことになります。現地の保護樹木の表示が十分でなかったことと、また相続等で制度を十分に所有者のほうで理解していなかったということが、大きな要因と区では分析しております。

2年前に審議会で、こちらの資料2-1の内容を議論していただいて以来、助成金の通知の際には、この資料2-1の次につけております参考という資料、この御案内を助成金の通知の際には折り込んで、この中には、保護樹木の解除の際には必ず事前に審議会ということも赤字で書いてございます。こちらを折り込んで、周知に努めてきたところでございます。

新宿区としましては、このたびの状況を受けまして、まずこれまで助成金の手続とあわせて制度の周知を行ってまいりましたが、なかなか書類が多くて、必ずしも十分に所有者の方に認識されていないという状況もあるものと考えております。そこで、これからはさらに加えて、助成金の手続とは別のタイミングでも、全員にこちらの御案内を送って周知を図っていきたくて考えております。

また、周知につきましては、特に今回、相続に伴うものが2件もございましたので、相続による所有者の変更の手続の際には、周知の強化を図っていきたくて考えております。

また、現地に保護樹木のプレートがなくなってしまうものもあります。現在、職員が巡ってまいりまして、プレートがない木があれば取り付けを行っているところですが、保護樹木を全部を調査するには何年もかかってしまうという現実があります。このため、新宿区のほうで5年に1回、みどりの実態調査を外注により行っておりますが、少し予算を上乗せする交渉をして、あわせて、この調査のときに全部の保護樹木の状態、プレートのあるなし、また木の状況等の調査を行い、異常があるものにつきましては職員が即対処を行っていくというような体制もとっていきたくて考えております。

今回の件に対する対応を、区としてはこのようにとらせていただきたく考えております。どうぞこの点もあわせて御意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局より説明を申し上げました指定及び解除の件につき、御質問なり、あるいは御意見がございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

渋江委員、お願いいたします。

渋江委員 渋江でございます。まず、周知をいろいろと徹底いただいている様子がとてもよくわかるので、お心配りいただきありがとうございます。

あと、1点、コメントなんですけれども、保護生垣の解除が、今回、目立ったんですが、例えば近年、コンクリート塀の危険性が指摘されていまして、保護生垣のほう推奨されるようになっていると思うんですが、新宿区のほうで保護生垣の助成等があるのか、後でちょっとお伺いしたいと思いますけれども、例えば今回のような解除の件、大きな保護樹木ではないので、移動するのが少し可能な樹木もあるかと思っております。お互いに譲り合うような、保護生垣をつくりたいなというようなお宅ですね——に対して譲り合うような何か新システム、

新しいシステムを検討してもいいのかなというふうに思いました。コメントです。

以上です。

熊谷会長 課長、お願いいたします。

みどり公園課長 ブロック塀の危険性ということを受けまして、新宿区のほうでもブロック塀対策は全体的に進めております。生垣助成は、もともと新宿区のほうでありましたが、より使いやすいように、所有者の持ち出しがないぐらいのレベルまで、単価上限額を上げる制度改正をいたし、周知を図っております。

譲り合うような保護生垣の制度というのは、ちょっと具体的によくわからないのですが、とにかくブロック塀に関しましては、そのブロック塀の除去であるとか、また生垣をつくる際にかなり単価的に優遇するような制度に改正しているところでございます。

熊谷会長 渋谷委員、よろしいですか。

渋谷委員 はい。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

吉川委員。

吉川委員 ただいま生垣、おっしゃっているとおりだと思いますが、よく学校でブロック塀が老朽化して、その後、塀を建てる工事が続いておりますが、そのブロック塀のかわりに学校で生垣を設置するという案件はないのでございましょうか。ブロック塀のかわりに、またコンクリートみたいな四角四面の囲いをするのではなくて、生徒の勉強にも参考になるような、生垣でのブロック塀でのかわりというようなことはどうかとちょっと思ったので、申し上げます。

よろしくお願いいたします。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 非常にいい御提案だと思います。ただ、学校に関しては、今回とにかく安全性第一ということで、まずブロック塀を撤去しまして、代わりにブロック塀ではない、倒壊するようなことのないフェンス的なもの、そういったものを取りつけている状況です。もう少し余裕があれば、交渉して生垣という手もあったと思うのですが、今のところそういった御相談もできない状況です。もし今後、学校等を新しくつくるような話があれば、そういったことも交渉していきたいと考えてございます。

熊谷会長 吉川委員、よろしいですか。

吉川委員 はい。

熊谷会長 よろしいようですので、次に。

じゃ、小島委員。

小島委員 ちょっと質問なんですけれども、そのブロックの件で、我々も団体が2月から新宿区内の約7,000件のブロックの調査を実施しまして、その際に、そのブロック除去のとか、助成金とか、それにかわるフェンスの助成金の資料というのをお配りしているんですけれども、調査に携わった私自身が、生垣も助成があるということを全く知らなかったのも、その建築調整課とかとの間で、そういう連携があるといいかと思うんですけれども。

熊谷会長 課長、お願いします。

みどり公園課長 区としましては、当然、ブロック塀の改善の啓発に巡っていますので、そういうときにあわせてブロック塀の撤去、またフェンスの助成、そして生垣の助成について、あわせてPRを行っているところです。すみません、建築事務所協会さんの調査の中で、生垣助成の周知まで十分ではなかったかもしれませんでした。区としては、ブロック塀の啓発にあわせて、生垣も含めてPRをしているところでございます。

熊谷会長 椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 学校で普通のフェンスのようなものを造ったという話ですが、恐らく空間的な余裕がないという解釈が多いと思います。でも、今いろんな樹種で、すごく細くて、例えば30センチぐらいで生垣、できるんですよね。ただ、管理がかかりますので、そこら辺の空間的なものをクリアできるけれども、お金はかかりますよという何かパンフレットというか、パンフレットまでいかなくていいけれども、説明書みたいなものを作って、皆さんに特に学校の場合は管理ですから、伝えたほうがいいんじゃないかなと思います。だけど、基本的に言えば教育委員会として、やっぱりみどりをふやそうという気持ちですね、そのところが一番大事かなというふうに思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

いずれの御指摘も、区内での担当部所管の連携、連絡が全くついていないという御指摘だと思いますので、これは全部、みどり公園課でしよい込むのではなくて、ぜひその辺を連携をとるように、そしてまして担当の係員の方たちの間では、上からのきちんとした強い指示がない限り、多分そこまで、実際にほかの事務に追われて、仕事の中でそこまでは、多分、目が届かないと思いますので、できましたら今回、審議委員の皆さんの御意見がありましたので、改めてみどりの推進審議会の意見として、私の名前でも結構ですから、そういう文案をつくっていただいて、みどりに関する全庁、あるいは各担当部署の連絡を密にして効果を

上げるようにというような文書を、ぜひつくって回していただけたらと思いますので、これは私にちょっと預らせていただいて、ここで議論していてもなかなか前へ進みませんので、そんなことでよろしいでしょうか。特に教育委員会と建築には、強くお願いをしたいと思えますけれども。ほかの部局でも、多分そうだろうと思いますので、まず担当の係員の方が、そういうことをしっかり認識をしていただいて、実際にはそういうことに積極的に関心を持っていただくということが一番大事だと思いますので、その辺をちょっと後ほど事務局のほうと私のほうで検討させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

引き続き、小野委員。

小野委員 区民委員の小野です。保護生垣についてなんですけれども、新宿区のみどりの文化財の制度を、住んでいる地域の方にお伝えしたところ、半年ぐらい前に保護生垣が、御審議いただいて無事に認定されまして、大変喜んでいただいています。ただ、プレートですね、いつ来るのか、すごく心待ちにしている、先ほどもプレートをつけに行ったら、もう切られてしまっていたという残念なケースがあったので、なるべく早目にプレートをつけていただくということが、ちょっとみどりの文化財に対する意識を高めることにもつながるし、またむやみに伐採したりとかしないという抑止力にもなるかなと思ひまして、発言させていただきました。

保護生垣になったマンションなんですけれども、本当にマンションの価値が上がったような気がするというぐらい喜んでくださってございまして、個人宅での指定が多い中で、新宿はマンションが多いですから、マンションの緑地についても、なるべくみどりが推進できるような取り組みを、新宿区がさらに推進していただければ、大変ありがたいなというふうに思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。

これは事務局で把握されていますか。保護生垣の看板をつけていないというか、保護生垣は看板は出さないことになっているんですか。

事務局担当（佐藤） つけることになっておりますが……

熊谷会長 何でつけてないんですか。

事務局担当（佐藤） 足がついているものを掘って埋める形になりまして、なかなかつけるのも難しいと言いながら、職員に一生懸命つけてもらっているところでございます。

熊谷会長 ああ、ということは今御指摘にあったところは、物理的につけにくい生垣。

みどり公園課長 すみません、至急調査しまして、早急につけるように調整いたします。

熊谷会長 別に事務局、責めませんけれども、そういうことはあしたにでも、特に今の御意見ですと、所有されている方が、ぜひつけてほしいという御要望ですので、これは本日からあしたまで残業してもいいから、ぜひ週内に。まず、所有者の方に連絡をして、早急につけさせていただくように連絡をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。鶴田委員、お願いいたします。

鶴田委員 生垣についても、もちろんこのみどりの文化財のハンドブックに、ちゃんと1ページと2ページのところに書いてあって、ちゃんと助成金の支給とかって書いてあるんですけども、多分、全ての小見出しとかが樹木、樹木というふうにくいてるので、生垣にもあるということ結構認識しづらいと思うんですね。先ほどのやはり建築系のコンクリート塀の改修みたいなことの部局に、インセンティブとして出すには、生垣を全面的にタイトルにも入れたような資料をつくってお渡しするなどしたほうが、よろしいのではないかと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

間座委員、お願いいたします。

間座委員 解除についての4番と、それから6番についてでございますが、管理が困難になったためでございますが、これは何か区側のところの状態などはいかがなんでしょうか。ただ、困難になったから、はい、そうですかということで解除に。御説明では、いろいろ御説明やら、努力をなさったとありましたけれども、このあたりもう少し御説明いただければと思います。

熊谷会長 ただいまの御指摘、もっともだと思いますので、解除が困難になったという案件について、事務局のほうで把握していることについて、ちょっと御披露をお願いしたいと思いますが。

事務局担当（城倉） 管理が困難になったということの御説明をします。

保護樹木は、基本的に1本目の1本に対して年間9,000円の補助が出ています。2本目からは4,500円の補助。毎年、出るんですけども、映像にあるような大きなイチョウの木ですと、1回、剪定するのに四、五十万円はかかるということになると、区の助成金ではな

なかなか間に合わず、10年ためても追いつかないと。実際の木の剪定は、やっぱり少なくとも三、四年に1回は行わなければ間に合わないという中で、なかなか私どものほうでも管理し切れないと苦情がたくさん来るという中で、説明が難しくなってしまうのが現状で、やっぱり管理し切れないというふうに所有者さんから言われると、そうは言ってもというのは、なかなか言いにくいところでございます。

もう1本、ケヤキなんですけれども、確かに個人のお宅で、剪定してかなり小さくなっていてなんですけれども、やっぱり経費がかかるということと、これもう一つ、木のバランスが悪いというか、幹の1本を切ってしまったもので、西側に向いている枝しか残ってなくて、よく写真では見えないんですけれども、かなり片側に傾いている。それと、つけ根の部分が腐っているということで、風が吹いたりすると、隣にも家が建っているんですけれども、そちらに倒れる危険性があると。この判断も非常に難しいところなんですけれども、所有者さん、かなりそれを心配してまして、じゃそれを防ぐ方法はあるのかと。木造の家なので、そっち側に引っ張るということもなかなかできないし、そういう工事をするのは区のほうで、今年から予算がついてできないことはないんですけれども、実際にどうやって工事をしていくか方法がないものですから、解除して、危険性があるうちはやはり解除せざるを得ないのかなと。枝の上のほうにしか茂ってないので、途中、幹を切ってふかせるということもくはないんですけれども、やはり所有者さん、そこまでしてという感じがあって、どうしても解除したいということになりました。

なかなか、私ども保護樹木と言いながら、その位置づけが曖昧でして、区の所有になってしまえば区が何でもできると思うんですけれども、所有者さん、要するに土地の管理者の方がお持ちになっているものが、多くは助成してどれだけ管理に資することができるかというのが非常に問題です。私どももう少し助成金が上げられるとか、助成金をなくして区が毎年の管理を全部やるとかという話になればいいと思うんですけれども、なかなか予算的措置が難しく、そこまで対応できないのが現状でございます。

熊谷会長 間座委員、いかがでしょうか。今のような現状ですが。

間座委員 どうもありがとうございます。でも、予算の件も伺いますと、万やむを得なしと言うべきかなとも思いますが、植物の命のことを考えますと、区のほう予算をもっと出して助けるべきではないかと私は思います。でも、これは非常に無理な思いだと存じますので、今の区の方の御返答を納得させていただくことになると思います。

ありがとうございました。

熊谷会長 ありがとうございます。

多分、間座委員の御意見は、私もずっとこの審議会のお手伝いさせていただいていますが、毎回、各委員が考えておられることです。土地の所有者なり、善意で保護樹木に協力されている方に、何でもかんでも負担をかけておいて、それなりの理由があってわざわざ丁寧に解除の申し出を出されたときに、けしからんというのは、非常に心苦しいという御意見は前から伺っています。今ちらっと事務局のほうからありましたけれども、1つは区の所有ということになれば、それについては区で新たにそれなりの措置が可能でもあるというようなこと。ですから、そういう意味では所有者の方に協力をいただいて指定している限り、区側としても対応に限界があるというようなことですので、この点についても少し検討を始めたかどうかというように私も考えておりますので、これは長年のこの審議会の課題の一つでもあります。この際、何らかの手だて、具体的に申し上げますと、そういうことについて、この制度の中身について、特に技術的な面と、財政的な面について検討する小委員会なり何なりを立ち上げて、そこで検討していただくというようなことを初めてはどうかと思いますので、その辺も少し私に預らせていただければいかがと思いますが、いかがでしょうか、間座委員。

間座委員 とても何か光が差したような思いでございます。ありがとうございます。

熊谷会長 椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 今のお話、技術的な面でちょっとお話ししますと、4番のケヤキですけれども、これはちょっともう3月ですので、このことはできないんですけれども、確かに隣のうちに倒れて危害が当たらないぐらいの高さで切って、もう一回、芽を出させる方法がありますね、確かに。それは恐らく、会長がそういうことをおっしゃっているんだと思います。ただ、もう時期が、これから剪定すると腐朽が入っちゃいますので、だめなんで、冬にやらないとだめなんです。ですから、その時期は今年は逃してしまっただと。来年までの台風が、実際にはこの所有者の方は心配だということだと思えます。でも、再萌芽というやり方は、再萌芽しますと、これが、この樹間が全体に下に下がると思って間違いないですね。それで、恐らくこの敷地内、倒れるとしても、この敷地内で倒れる。ですから、隣地に危害を加えることは恐らくないだろうと。自宅に倒れても困ると言われてしまえばそれまでなんですけれども。

それと、イチョウについてはもう境界に立っているようですので、恐らく落ち葉の問題で相当御苦労なさっているんだと思います。これはちょっと、そういう意向であれば、今ある場所がもう相隣関係で問題があるのかなということなんで、いたし方ないのかなと、恐らく

そういうことを具体的に議論する話じゃないかなというふうに思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 樹木の指定のほうなんですけれども、4番目の一番下のサトザクラ、このちょっと写真を見ますと、かなり道路側に越境しているんですか。4番目、サトザクラです。若葉二丁目。この真ん中の木ですよ。

事務局担当（城倉） これお寺です。道路に見えるのは、寺の敷地内です。

渡辺委員 ああ、敷地内。

事務局担当（城倉） はい、敷地内です。まだ左側にお墓があったり、建物があったりしていますので、イチョウは境界で解除しますけれども、これは敷地の真ん中ぐらいなんで、管理者としては落ち葉は敷地内ならば幾らでも管理はしますよと。ただ、隣にいくとということ、これは敷地の真ん中に落ち葉があっても処理ができるということで指定をさせて……

渡辺委員 落ち葉が、木の傾き、こうなっているの、枝が。

事務局担当（城倉） ええ、幹は、片っぱ、もう一つ右側にも幹があるんで大丈夫だと思います。危険性がもし増すようだと、ことしも何件か保護樹木で実績があるんですけれども、区で控えとって、真下で支えたりする工事ができるようになりましたので、必要ならばそういう工事もしたいと思います。

渡辺委員 わかりました。道路かと思っちゃった。一般道路かと。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、先ほど生垣についての御意見を伺いまして、それについては私を含めて、特に庁内での連携を図って、そういうことに対する、できるだけ効果的な方法を検討するというようにさせていただきたいと思っておりますし、それからこれは所有者が変わった場合も含めて、所有者のほうで管理が行き届かない場合の対応の仕方については、少し専門的な観点からみどりの課内で検討する、委員会なり何なりを立ち上げて、これから検討を始めるということにさせていただきたいと思っております。

本日は、平成の最後の審議会でございますので、次回の新しい元号になったときには、もう少し前向きな審議会に成長させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そんなことも含めて、本日のこの保護樹木等の指定及び解除については、いかがでしょうか

か、原案について。

(「やむを得なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 よろしゅうございますか。

それでは、原案のとおりお認めをいただいたということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎みどりのモデル地区の指定について

熊谷会長 引き続き、2番目の本日の議題、みどりのモデル地区の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりのモデル地区の指定につきまして、担当の主査から御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局担当（八住） 担当主査の八住と申します。よろしくお願いいたします。

失礼いたしまして、着席をして説明をさせていただきます。

みどりのモデル地区の指定についてということで、これまでもみどりのモデル地区につきましては、平成22年の2月の指定から継続してまいりましたが、みどりの基本計画も昨年の3月に改定をいたしまして、動き出したこともあり、ここで一度、今まで行ってきた内容の見直しを図りたいと考えています。つきましては、本日、見直しの方向をお示ししますので、委員の皆様にもこの方向性で進めてよいか、御審議をお願いいたしたく、よろしくお願いいたします。

まず、モデル地区の内容に関する見直しの方向性についてですが、1番目の方向性としたしまして、新たなモデル地区の指定等の検討ということで、お手元のみどりの基本計画の冊子の19ページにも記載させていただいておりますが、みどりのモデル地区の指定ということで、既にみどりの推進モデル地区と屋上緑化等推進モデル地区というのを指定をして進めているんですが、それ以外にみどりの保全モデル地区と今回のみどりの基本計画で新たに加えました緑視モデル地区というものを記載しております。みどりの保全モデル地区と、緑視モデル地区につきまして、指定する地域ですとか、制度内容などを検討していきたいというものです。例えば、みどりの保全モデル地区につきましては、保護樹木の指定基準の引き下げなどを想定しております。

次に、指定地域の拡大についてです。みどりの推進モデル地区については、現在の笹笥地域に加えまして、隣接する榎地域など、屋上緑化等推進モデル地区につきましては、現在の

新宿駅周辺地域などに加えまして、隣接する柏木地域や大久保地域などへの地域の拡大を検討します。

なお、検討に当たりましては、2020年度の新宿区みどりの実態調査の調査結果を活用したいと考えています。

このような内容の見直しを行うために、みどり公園課職員等による検討の場を組織いたしまして、まず2020年度に予定をしております新宿区みどりの実態調査につきましては、これまでの調査方法だけでなく、どうしても大規模な開発などの動きに左右されてしまいますので、民有地などの小規模なみどりの動向を解析するといった詳細なみどりの推移を把握する調査方法というところから、検討していきたいと考えております。

また、東京都と区市町村が協働で策定をしております緑確保の総合的な方針という方針が、2020年3月に改定されることから、その改定内容も踏まえまして、モデル地区の事業内容などの見直しを図ります。

平成29年5月に都市緑地法が改正され、市民緑地認定制度が創設されました。ほかの都市緑地法の諸制度とともに、このような新制度が、例えばみどりの保全モデル地区などに活用できるかどうかについても、検討組織で検討を進めたいと考えております。

このような方法で見直しを行っていききたいと考えておりますので、モデル地区の事業内容につきましては、現在の内容を継続いたしまして、指定期間につきましては、まず2020年3月31日までの1年間、継続させていただきたいと考えております。

なお、参考までに現在のモデル地区の位置と内容などを簡単に御説明をいたします。

現在の指定地区、みどりの推進モデル地区が、笹笥地域、新宿区の北東部を指定しております。屋上緑化等推進モデル地区につきましては、新宿駅周辺ということで、歌舞伎町ですとか新宿、西新宿などを指定しております。現在、実施しております指定地区での緑化施策につきましては、みどりの推進モデル地区では、高木・生垣の緑化を推進しております。

緑化計画書制度では、接道部に高木または生垣を設置した場合、接道部の緑化延長や緑化面積の割り増し算定ができるということにしております。具体的には、1.3倍にして算定することができるとしております。

また、接道部緑化助成制度では、高木・生垣の設置について、助成単価の割り増しや上限額の増額を行っております。

みどりの協定では、人数要件を10名から5名に下げたり、支給回数や支給単価を上げるなど、地域住民による自主的な緑化活動を手厚く支援をしております。

次に、新宿駅周辺地域を指定しております屋上緑化等推進モデル地区では、屋上緑化・壁面緑化を推進しています。

緑化計画書制度では、屋上緑化については緑化面積、壁面緑化については、接道部の緑化延長や緑化面積の割り増し算定ができるとしております。具体的には、これもそれぞれ1.3倍にして算定することができるとしております。

みどりの助成制度ということで、屋上等緑化助成制度では、同じく助成単価の割り増しや上限額の増額などを行っております。

簡単ですが、説明は以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま説明申し上げましたみどりのモデル地区の指定について、何か御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

では、吉川委員。引き続いて……

吉川委員 後にしますか。

熊谷会長 いやいや、どうぞ、どうぞ。

吉川委員 御説明ありがとうございました。それで、新たにふやすということでございまして、牛込第一中学校の周辺ですか、あるいは柏木周辺、あるいは榎地域という候補に挙げたそうでございますが、ほかの地区と比べて、これが候補に挙げたということは、それなりに特徴があったせいだと思いますので、それについてどういうわけで候補に挙げたかということ、特徴についてお話ししていただければ、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

熊谷会長 はい、よろしく申し上げます。

みどり公園課長 モデル地区の拡大についてですけれども、今、特にみどりの推進モデル地区では、笹笹地域を中心に行っております。ただ、区のほうでみどりの実態調査等、細かく分析してみると、榎地域もかなり低いといった実情があります。

吉川委員 ああ、低いからか。

みどり公園課長 そうです。推進モデル地区は、みどりが少ないところにみどりを増やすというところ。ただ、みどりの実態調査自体、結構、大きな緑地に引っ張られて緑被率等を出しておりますので、民有地についての細かい分析が必要かなということで、そういった検証を踏まえた上で拡充を考えていきたいと考えております。

また、屋上緑化等推進モデル地区も、最初はやはりビルがいっぱいある西新宿から始めた

のですが、どうも大久保や柏木あたりでも、土地利用的には、屋上緑化等を進めたら効果的な地区も考えられますので、こちらも細かい調査、分析の上で拡充していきたいということで、基本的に推進モデル地区の場合はみどりが少ない、屋上緑化等推進モデル地区の場合には、建物を緑化することで緑化の効果が上がる地区と、そういう点で選定していきたいと考えております。

吉川委員 はい、わかりました。どうもありがとうございました。

熊谷会長 それでは、丹羽委員、お願いをいたします。

丹羽委員 見直し方法の3ですけれども、東京都と区市町村が共同で策定という、その整合ということなんですけれども、現実に私の見るところだと、今までは都の施設なり、それから都道だとか、そういった都が管理しているところの樹木について、ほとんど無制限に伐採が行われて、その後、コンクリで流されてという、そういったケースをたびたび見てきました。区がそれに対してどのくらい干渉できるのか、今後それが可能になるのかどうか、そこら辺のところをちょっと伺いたいと思います。

みどり公園課長 こちらの緑確保の総合的な方針ですが、これまでもありまして、特に民有地のみどりが減ることをどうやって食いとめていくか、東京都、新宿区、区市町村で確保していくみどりであるとか、そういったものを具体的にリストアップしたりしながら、確保していこうといったことが目的になります。

先ほどの丹羽委員の御説明のお話では、東京都の施設や都道等でみどりが撤去されてしまうケースが多いということで、新宿区も、東京都の事業でも住民から要望がある話、あるいは新宿区として、みどりとして重要な位置づけにあるもの等については、要望を伝えることはできます。ただ、主体的には都の事業ですので、そこら辺が強行にとか、絶対やめさせるみたいなわけにはいかないんですけれども、そういった貴重なみどりがなくなるような実態がありましたら、区のほうとしても都に申し入れして強く要望するという事は、現在もしているところでございます。

熊谷会長 丹羽委員、どうぞ。

丹羽委員 実際に切り株ばかりが目立つようになってくると、本当にたしか区の条例がありますよね。11条、「土地の所有者又は管理者は、今ある樹木及び樹木の保護に努めなければならない。」と、これすらもきちんと履行してない、これが実際に東京都であるということが、すごく問題だろうと思うんですよね。こういった面で、例えば区の施設の中の樹林なり何なりを指定樹木にすることというのは、できないものなんですか。

熊谷会長 はい、課長、お願いします。

みどり公園課長 公有地の保護樹木の指定も始めましたので、都の施設でもこの制度的には可能です。当然貴重なものがあれば、指定して守るということは可能な状況になってございます。

熊谷会長 何年からできるように。2年ぐらいたつか。もうちょっとたつ。

みどり公園課長 公有地保護は平成25年ぐらいから指定していますので、5年ぐらいですね。

熊谷会長 それで、実績はどのくらい、今まで。

事務局担当（城倉） 公有地、都の施設は1本だけです

熊谷会長 1本だよね。

事務局担当（城倉） 牛込警察署の1本。それから、国は国際医療センターはすごく協力的で、最初は1本だけだったのが、だんだんふえて今、十何本か指定させていただいています。その2件だけです。

事務局担当（佐藤） 13本です。医療センターは13本になります。合計14本になります。

熊谷会長 そういう意味では、少しはこの審議会でも、都とか国へ御意見申し上げるようなシステムにはなっているんですが、まだ何としても日が浅いのと、日本人は昔からお上に弱いのですから、どうもこのあたりでちゃんと、みどりとか環境についてはそういうわけにはいかないで、やっぱり下から、区民なり、そういう市民の声を上に上げていくという、そういうベクトルで物事を考えていかないとまずいと思いますので。ぜひ、丹羽委員の御意見も十分に踏まえて、この検討組織をつくるんでしょう、内部に。場合によっては、参考の御意見を伺うということで、この審議会のそれなりのメンバーの方には、その検討委員会に参加していただくと。まずいですか。

みどり公園課長 できれば、そのようにお願いいたします。

熊谷会長 何でもかんでも全部というのは、やはり担当される方も御負担でしょうから、ぜひ前向きでそれなりの専門家を、その検討会に呼んでいただいて、もちろん審議会のメンバーは最優先していただいて、それ以外でも、まあいい意味での発言力のある方にも参加していただければいいかと思いますので。

そんなところで、丹羽委員、いかがでしょうか。

丹羽委員 ちょっといいですか。

熊谷会長 はい、どうぞ、どうぞ。

丹羽委員 追加で。

都の施設で、旧身障者センターという、戸山にあるんですが、これが今年建てかえになるはずなんです。いい機会なので、今のいわゆる樹木の数よりも多い数を新しい、いわゆる建築の中に取り入れていただきたい。そのぐらいの要望をしていただければというふうに、私は思っているんですけども。

熊谷会長 それでは、今、丹羽委員のほうから御提案のありました、いわゆる公有地になるのかな、公有地のみどりの積極的な保護とか、そういうことに対して審議会として意見を述べるようなことを提案されたんですけども、それについては委員の御意見はいかがでしょうか。

椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 そう言っちゃなんですけれども、営業みたいのをすべきでしょうね、きっとね。新宿区は、公有地すごく多いと思います。国とか都とか、区もあるでしょうし、それで縦割りの問題とかおっしゃっていましたが、それもあるでしょう。まず、今のお話を聞くと、建てかえの情報をやっぱり的確に把握するようなことがきっと必要でしょうね。そのときに、何か条例を変えて、建てかえのときはそういう相談みたいなものがきちっとできるような情報を得て、そういうものを何か決める必要がある。まあ、委員会でもいいですけども、この審議会ですね。そういうことをきちっとしたほうがいいかもしれませんね。おっしゃっていることは、恐らくそうだと思います。役所とはいえ効率優先ですので、樹木はそういう点では、その対象の中に入ってこないということになると思いますので、当然の危惧だと思います。今どのぐらい公有地にあるのかという調査も、もしあれば、みどりの文化財の調査ですか、2020年、そのときに何か公有地の調査もやられると、それを把握してみたいな話も必要なのかなと思います。恐らく公有地のみどりって、新宿区にとっては非常に大事なものに将来的にはなると思いますね。そういう情報をまず集めて、それでその中からどういう制度にしていくのかというような検討をするべきだというふうに思います。

みどり公園課長 すみません、現在、緑化計画書という制度がありまして、敷地250平米を超える建築行為は、全て区のほうに申請いただいておりますので、そういう意味ではひっかかってきます。当然、公共施設につきましては、より厳しい基準の緑化を行っていただいておりますので、そういった中で指導をしていきながら、今、より質の高い緑地づくりに努めているところでございます。

また、みどりの実態調査の中でも、当然、公有地、私有地で見たと、公有地のみどりのほうがどうしても安定しております。そういった意味で分析もしておりますので、さらに

また近々に実態調査を行う予定もありますので、そういった視点も取り入れながら、より生かせるような調査をしていきたいと考えております。

熊谷会長 椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 特にここのモデル地区の中で、緑視のモデル地区、緑視率ですかね、何か新しくできるとい話ですよ。ですから、そういう観点から東京都の自然保護条例の基準だとどんなちっちゃい木でもいいんですよ。だけど、恐らくおっしゃっているのは、今まであったみどりの緑量の多さが、その制度では地区計画と言っただけでも通っちゃうんですね。ですから、そのところは緑視か何かできちっと押さえて、敷地の中のみどり、その公有地を利用する、使っている人たちにとってじゃなくて、まちの人にとってみどりがあるまま残るといような視点も検討して欲しいですね。それ制度的に超えられるかどうかはわかりませんが、新宿の場合はそのぐらいのことをしないと、みどりは残っていかないというふうに思います。

以上です。

熊谷会長 はい、では渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 すみません。私は、このど真ん中の筆筒地区に住んでいるんですけども、何かみどり、随分ふやしているつもりなんですけども、何か足りないですね。私は、毎年うちの婦人団体協議会として、区からみどりの募金箱を5箱、預かって募金活動を行っております。余りやっつけらっしゃる団体、いらっしゃらないと思うんですけども、結構集めています。

それから、地区協議会というのがございまして、そのみどりの分科会に入って、そこで公園のモデルガーデン、3カ所つくっております。筆筒町特別出張所の裏のあさひ児童遊園、中町公園、それと新小川公園、本当の話、植えて自分たちで管理するというのは、すごくずっとなんで、結構、毎月の管理、大変でございましてね。でも、ボランティアが六、七名はいらっしゃいますのでやっていただいておりますし、壁面緑化としてのみどりのカーテンとか、そういうほうにも気を砕いておりますし、私の家の前にプランター、お預かりして植えたり、ブラシノキをお預かりして植えたりしております。

本当に区民として微々たることをしておりますけれども、この上、どんなことをしたらいいのか、これからどうすればいいのか、ちょっとお知恵があったらお聞きしたいと思います。

お願いいたします。

みどり公園課長 今の筆筒、みどりの推進モデル地区ということで、緑化を推進いただき、制度も使っていただきまして、いろいろみどりの協定等の緑化も本当にありがとうございます。

まず御自分の敷地で、道路に見える部分にお花を置いていただいたりとか、非常にこれは道を歩く人に効果の高い緑化です。そして、また、地区協で公園の一部に、みどりのモデルを造ることも非常にすばらしい先進的な取り組みだと思います。モデル地区として、これからどういふことをさらに御協力いただけるかということは、これから具体的に検討したいと思っております。かなり先進的な取り組みと思いますので、今の取り組みを続けていただいて、また区のほうもどういったことがさらに有効かということは、検討させて、提案させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

藤田委員、まずお願いいたします。

藤田委員 屋上緑化等推進モデル地区に限らないんですけれども、今、屋上緑化、壁面緑化、非常にふえていますけれども、実際にそれが残っているのか、つくるときは補助金を出したり、制度でつくるんですけれども、その後どうなっているのかというのはちょっとわからないところが多いんですね。今、ドローンを使ったり、そういったことで割と比較的お金をかけずに調査するということが可能になってきているから、そういった方向で現実にあるかどうか、そういったものをちょっと調査する。そういったことがなくなっていたら、目黒区ではたしか補助金を出したところがなくなっていたら、補助金回収というようなこともやっているかと思うんですけれども、そこまでやるかどうかも含めて、そういったことも考えていいんじゃないか。

最近、壁面緑化、非常にふえているんですけれども、良好に維持できているところって意外と少ないんですよ。そんなのも含めて、そういうつくったはいいけれども、その後どうなったかというのの確認も必要かなというふうにはちょっと思っております。

熊谷会長 それでは、吉川委員。

吉川委員 ただいまお話がございまして、私ども、渡辺委員から御指摘ございましたが、みどり課の御援助もいただきまして、花壇づくり、まちでの、それから道路での緑化を、公園と皆で協力してやらせておりまして、ただいまちょっと屋上緑化って出ましたが、やり始めたときは一生懸命なんですけど、だんだん体が言うことを聞かなくなってきた、どうにかできないかというような御意見は聞いております。技術的に、水のやり方とか、何か自動的にできる今、装置が、そういったものを安く施設ができれば大分違ってくるんじゃないかと思えます。水やりで対応、困っているみたいですね、屋上で。

それと、もう一つは、今、笹筒地区のお話でしたが、環境学習情報センターで3月9日の日に新宿エコワン・グランプリ表彰式というのがございまして、これは新宿区長も出席いただいて、直接、区長から表彰されたわけですが、みどり公園課からよく苗なんかいただきまして、私ども、今、渡辺委員が御説明があったように、あいているところに植えて、まち歩き、また育てるということを楽しみにしておるわけですが、そのグランプリの表彰式で、そのうちの部門に「新宿の花・みどりいっぱい写真展」という部門がございまして、私ども地区の者たちが、有志が、まち歩き撮影会をいたしまして、花と民有地、あるいはお家並びというので、花だけではなくて、花とまちとのふれあいということをテーマに撮影会をいたしまして、その作品を写真展に出品させていただきましたら表彰されまして、3月9日の日に表彰されまして、特別賞をいただきましたので、それは新宿区長から直接表彰状をいただきまして、すごくこれなんかが進める上で力になっておると思いますので、一応そういうこともあり、そういう成果もあったということを、皆様にお目にかけ、お耳に入れたわけですが。

大変失礼いたしました。

熊谷会長 いえ、区長賞は副賞で何か出たんですか。

吉川委員 図書券が出ました。みどりの保護に関する図書に換えて勉強したいと考えておる次第でございます。

熊谷会長 植木、苗、1,000株とか出なかったですか。

吉川委員 ぜひ、もう今、補助金の制度が厳しくなっておりますので、ぜひ、会長よろしくお願いたします。

以上でございます。

熊谷会長 きょう、御欠席ですけれども、屋上緑化とか壁面緑化に関しては、一応、興水副会長が日本で第一のトップの専門家でございますので、多分、実情とか、それからそのいわゆるメンテをどうするかですよね。あれは人気が出だしたときに、いろいろな緑化関係の企業とか、それから大きな住宅メーカーとか、そういうところが盛んに参入して、技術開発をして、今ではほとんど人の手をかけないで自動散水できるような、そういう装置になっていきますので、多分、大分普及していると思いますので、個人のお宅でもそういうのを参考にされれば、1年中、水のことを考えなくても、ちゃんと散水できるようになっていきますし、大分技術も進んでいますので、それ以外については、興水副会長に、次回にいろいろ御意見いただきたいと思いますが。

いかがでしょうか。

このモデル地区の指定についての議題について、何か御意見があれば。このみどりのモデル地区については、1つは、多分こういう地域指定とか、その内容をどうするかとかになると、先ほど公有地とか、あるいは国有地、都有地、そんなことを含めての地域の広がりの中でのどうするかという問題が大きいんですが、ぜひ区内でも都市計画とか、何かそういう部局にも、今回、審議会のほうから要望が出たので、ぜひ正式に都市計画のほうからも1人、担当の方を検討組織の中にぜひ入ってほしいということ、少しぶつけていただいで。

はい、藤田委員。

藤田委員 今、私どもが参加している幾つかの団体で、マンションのバルコニーの緑化、これの推進をいろいろやろうということで、いろんなところでちょっと幾つかの団体で話が出てきていまして、過去にも何回かやったんですけども、結局うまくいかない。どこかモデル地区的なものを提供いただければ、資材を含めて提供しながら推進を図るということも可能、今そんな話もちょっと出ていますので、そんなのに使っていただければ、こちらとしても場所ができれば、そこで何かやるということは可能かなというふうにちょっと思っております。

熊谷会長 大変貴重な有益な御意見、ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

間座委員、お願いいたします。

間座委員 本題と少しずれるような疑問でございますが、道路の中央分離帯というのがございますが、あそこの植物というのは、何か放置されているのではないかといつも思っているんですが、どんなものなんですか。あるいは道路は区の管理ではなく、国の管理だから放置されているのかしらと思ったりもいたします。例えば、ささやかな具体的な例ですが、早稲田あたりの中央分離帯は、初めは小さなツツジが咲いていたんですが、今はもうツツジはちっちゃくなって、あと何か帰化植物的なものが上に覆いかぶさって、立派な植物群落みたいになっているんですね。ですから、それはそれで何も帰化植物だからっていじめるわけじゃないんですが、みどりはみどりでございますので、よろしいのかもしれませんが、このあたりはどういう管轄になるのでしょうか。

熊谷会長 はい、どうぞ。

みどり公園課長 道路によって、都道や国道、また区道もありますので、中央分離帯がそれぞれあるものもあります。基本的には管理を行っておりますので、ちょっと荒れているといった

ことであれば、それは管理が不十分なのかなと考えております。

先ほどの早稲田は早大通りでしょうか。早大通りでしたら、分離帯の部分、新宿区です。帰化植物が繁茂しているという状況は余りよくありませんので、その辺は……

間座委員 いえ、早稲田のバスの車庫のあたりです。あと、それから今度、写真を撮って提出しようかと思った……

みどり公園課長 ああ、そうですね。

間座委員 今までそれ実行しておりませんが、何か余りきれいに整理されておられませんね。それで、早稲田通りなんですけど、その早稲田通りを江戸川橋のほうへずっと行きますと、今度、文京区の中央分離帯があるんです。そこは、非常にきれいに整備されておまして、立派な植物が常に、春夏秋冬、繁茂しております。うらやましくて仕方ありません。

みどり公園課長 後でまた詳しい場所をお聞きしたいんですが、今のお話では早稲田通りとか新目白通りかなと思います。そうすると管理は東京都ですね。なので、そういう話であれば、区のほうからもしっかり要望したいと思います。

間座委員 よろしくお願いたします。今度、写真を撮ってまいります。

みどり公園課長 ありがとうございます。

間座委員 以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

非常に具体的な御指摘いただいて、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

先ほど御審議いただいた保護樹木のほうの、あるいは保護生垣のほうの指定解除についても、全体的な現状の調査とか、あるいは経過のそれなりの調査が必要だということと、それから今御議論いただいているこのみどりのモデル地区についても、やはりもう少し面的な意味でのみどりの調査とか、あるいはモデル地区を推進しているそういう組織の状態とか、いずれにしても2020年のみどりの実態調査が鍵を握っておるように思いますので、先ほどちょっと事務局のほうでは、それについては多少予算も上乘せしてまでも、きちっとした調査をしたいと言っていたので、これについても、大変な予算と、それから人的なパワーを入れないとだめなので、みどり土木部とかみどり公園課だけではとても調査し切れないので、本格的な調査するにはそれなりの予算とワーキングが必要なもので、その辺についてもしっかりと予算要求できるような申し入れを審議会としてやはりしないと、まずいような気がしますので、これは委員の方に、特にそんなことするなという御意見がなければ、私のほ

うの判断で、元号もかわりますし、天皇陛下もおかわりになるので、みどりの審議会も心を入れかえて、そういうことに対して物申しますよという、何かそれなりの申し入れみたいなものをつくって、関連部署、できれば区長あたりにも審議会の声が届くように、そしてできればみどりに関連している区内の部署がすごく仕事がやりやすくなるような、風通しがよくなるような、そういうようなことをお願いしてはどうかと思いますので、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 余計なことをするなど……

吉川委員 いや、とんでもない。大変立派なことです。

熊谷会長 では、審議会の御意見として、そういうようなことをさせていただきたいと思えますので。

ほかにいかがでしょうか。

吉川委員 その他でよろしいのでございますか。

熊谷会長 はい、どうぞ。

吉川委員 その他でよろしいということでございますので、広報しんじゅくにサクラのライトアップが掲載されましたが、内容に変更もありますので問い合わせくださいということございまして、地域でライトアップ、楽しみにしておりますので、広報にそのように問い合わせくださいと出ておりましたので、予定どおりなのか、変更なのかちょっとお尋ねしたいと思います。

事務局担当(佐藤) 今、パンフレットを持ってきておりますので、お配りします。

さくらのライトアップについては、きょうから……

吉川委員 きょうから。

事務局担当(佐藤) はい、きょうの夕方から。

吉川委員 夕方って何時ですか。

事務局担当(佐藤) 夕方、6時から9時までライトアップをさせていただきます。場所につきましては、妙正寺川ですと西落合公園周辺、新井薬師から歩いてちょっとあるんですけども、その川沿いのサクラをライトアップします。神田川沿いになりますと、西早稲田の都電の面影橋の駅のあたり、あとは神田川ですと下落合の駅から東中野の駅へ向かって抜けていきますけれども、ガードのほうに抜けますけれども、そちらの川沿いのサクラ、それと外堀、こちらが市ヶ谷の駅の周辺になります。市ヶ谷のJRの駅から、何となくもあつと光つ

ている様子がごらんいただけるかと思えます。もし中央線に乗るようなことがございましたら、窓に張りついて目を凝らしていただければと思っております。もちろん現地に行きまして、散策して、その御感想などをいただけますと、翌年度の実施に貴重な御意見となります。もし何かありましたら、みどり公園課宛て、お知らせいただけると幸いです。

以上です。

吉川委員 どうもありがとうございました。

それに関連して、よろしゅうございますか。

熊谷会長 はい、どうぞ。

吉川委員 今、意見があったらということで、大いに意見ありますので、やらさせていただきますと思います。

地域は外堀のサクラに対する期待が大変大きいです。そこで、今までいろいろ意見が出てきておりましたが、サクラの維持には高額な費用がかかりますので、遠慮しておりましたので、これを機会に申し上げさせていただきたいと思いますが、冒頭、牛込橋ですね、あそこにボート場がございます。おわかりいただけますか。ボート場の前、あそこにサクラの木、プレート、Lの009番、高木ですね。それと、Lの010、これは前から区長との懇談会のとき等にもちょっと話題になったのですが、虫が食っているんじゃないかということでしたけれど、今はもう枯死しちゃっている状態でございます。

それについてと、また市ヶ谷駅と飯田橋駅との中間にある橋、新見附橋がございます。新見附橋の土手、市ヶ谷駅寄り、渡ったところにすぐプレートナンバーLの156番が棒のように立ってかしいでおります。枝も何もございませぬ。これも枯死しているんじゃないかと地域で挙げられております。

さらに、その斜面を下りますと、離れておりましてプレートのナンバーはわからないのですが、確かに帯びがついておりますので指定されていると思えます。サクラの木が1本、倒れて水面に落ちかけております。大変寂しい限りですね。お花見、楽しんで、いっぱい飲んで、喜んで、サクラの木が水に浮かぼうとしている。これは寂しい限りでございます。それらのことをあわせて、景観にも非常に悪い影響でございます。

また、東京都では、オリンピックを一応の目安に、外堀の水質の改善のため、ヘドロのしゅんせつ工事を始めております。ですので、それらのサクラにつきましても、これを機会に、ぜひ手入れと整備を要望したいという地域の意見でございます。

それと、あわせて私どもがわからないのは、外堀の行政上の区分でございます。なかなか

区分が細かくなっているそうでございますので、じゃサクラの木はどこが担当するのか、あの土手はどこが担当、皆、行政上の区分があるそうでございます。それについて、もし時間がありましたらお聞きしたいと思うわけでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

熊谷会長 いかがでしょうか、事務局のほうで。

事務局担当（佐藤） 御質問にお答えさせていただきたいと思います。

外堀の管理についてですけれども、斜面の維持管理は、千代田区が行っておりますが、サクラの木だけが新宿区の街路樹として新宿区が管理をしているというちょっと不思議な状況となっておりますが、ライオンズクラブから新宿区にサクラが贈与された、譲っていただいたというような経緯がございまして、サクラの木だけ新宿区が管理しているという状況でございます。こちらに関しましては、街路樹ということで、道路課が維持管理を行っているところでございますが、ことしからちょっと予算をとりまして、こういったサクラもきちんとしていかなければいけないということで、樹木医による調査ですとか、そういったことをちょっと始めて、まだ着手したばかりというような状況でございますが、そういった取り組みを始めているところでございます。今後の管理に関して、どういった形で更新していくか、そういったことについても道路課のほうで検討を始めているところでございます。

ちょっとあの辺、本当にお堀そのものが、お堀の水のあるところは東京都の管理、近くを走っている道路が、やっぱり東京都の管理、橋も東京都の管理なんです、橋も実は管理する事務所が別だったりします。道路は第三建設事務所で、橋が第二建設事務所という形でちょっと所管がばらばらと分かれておりまして、あの辺に絡む所管の担当部署が4つあるところに、みどり公園課がライトアップをやっているということと、外堀は史跡になっておりますので、国の文化財関係がございまして、文化庁ですとか、区の文化財担当のところなんかも実は関係しているというところになってございます。ライトアップも、あちこちにそういった意味で申請をして、何とかきょうの実施にこぎつけたという状況になっております。

ちょっとそういう複雑な状況で、なかなかいい維持管理ができていない状況でございますけれども、今道路課のほうでそれを何とかしたいということで、取り組みを始めておりますので、まずはちょっとその推移を見守っていただければと思います。

以上です。

吉川委員 ありがとうございます。

でも、あそこを見ると、ボート場の前のところの斜面にライオンズクラブの石碑が立って

いて、何て書いてあるかというのと、「ライオンズサクラ」って書いてあるんです。あの外堀のサクラはライオンズサクラなんですか。あれどうなっているの。ライオンズサクラって銘打つなら、ライオンズクラブに管理費用を全部出してもらったらどうですか。

みどり公園課長 ライオンズクラブから寄附をいただいて、そのときに石碑も建てたものですね。いただいて、あとは区のほうで管理しているという実情でございます。サクラの木を寄附していただいたということで、それ以降は区が管理をして来たものです。

吉川委員 ああ、そういうこと。

みどり公園課長 そうです。そういうことでございます。

吉川委員 会長、もう一点、よろしいですか。

熊谷会長 はい、どうぞ。

吉川委員 みんな名簿があるんだけど、職員さんの名簿がないんだよな。こうやって置いてないんですよね。名簿、置いてもらいたいと、札紙。なぜか職員さんは、偉いから置いてないのかと思いますが、名簿が置いてないのでぜひ……

みどり公園課長 すみません、課長と部長だけ置いたので、ちょっと係長なり、わかるようにします。

吉川委員 ちょっと話しにくいんで、名前が。これひとつ、次からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

熊谷会長 では、検討をお願いします。

みどり公園課長 検討いたします。

熊谷会長 今いただいたこのマップは、千代田区も入っています。千鳥ヶ淵。これは両区で十分に協議したのですか。つまり、これ「新宿さくらMAP」って、千鳥ヶ淵も入っていて、区を越えたマップで私は最高だと思うんですけども、上を見ると千代田のさくらまつりも入っているでしょう。これは期間も同じですね。あるいは千代田区でも、もう少しこれ右へずっと行くと、英国大使館とかすばらしいところがある。そこと、それと一緒にこの新宿区のマップがもしできていけば、そしたらそこまで連携とれているとすばらしいと思います。

みどり公園課長 連携はとっているんですけども、区境あたりの連携までで、ちょっと会長の話は参考にさせていただいて、今後、広域なマップを。

熊谷会長 今、この飯田堀というか、あそこの堀のあたりは、土手のほうも千代田区と、それから新宿区と入りまじってて、これ画期的だよ、これ区を超えて。

吉川委員 すばらしいですね。

熊谷会長 だから、こういう区の境界を越えて、こういうような活動というか、区民を、区が楽しむような、そういうようなイベントをやっているというのであれば、多分それこそマスクミなんかも取り上げてくれるので。

吉川委員 会長に今日初めて褒められましたね。

熊谷会長 いかがでしょうか。

御意見も賜りましたけれども、区から連絡事項は残っていますか。

では、一応、本日の準備いたしました審議については、御意見を頂戴したということにさせていただきます。事務局へお返しをいたします。

◎連絡事項

みどり公園課長 それでは、最後、連絡事項でございます。

次回の審議会の開催は今のところ未定でございますが、現在の第14期委員の任期が、ことしの7月31日まででございますので、来年度につきましても任期満了まで引き続きよろしくお願いいたします。

連絡事項としては以上でございます。

◎閉会

熊谷会長 それでは、大変、年度末のお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。本日のみどりの推進審議会は、以上をもって閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時50分閉会